

建築文化に関する検討会議（第2回）

開催日時：令和5年4月21日（金）10時00分～12時00分

開催場所：国立大学法人東京工業大学 百年記念館4階 未来社会 DESIGN 機構拠点室
（東京都目黒区大岡山1-12-1）

出席者：（会議委員）後藤治 座長、隈研吾 委員、佐々木葉 委員、佐藤主光 委員、
鈴木京香 委員、西尾洋一 委員、堀川斉之 委員、三浦展 委員、
山崎鯛介 委員

（文化庁）山下信一郎 文化財鑑査官

（事務局）寺本恒昌 国立近現代建築資料館長／企画調整課長

田中禎彦 文化財第二課長 他

議事録：

【寺本課長】 文化庁の寺本でございます。今日はスペースの都合で、後ろの席からで申し訳ありません。

改めまして、これより建築文化に関する検討会議の第2回を開催させていただきます。

本日も、お忙しいところ御出席いただきまして誠にありがとうございました。議題に入るまで私の方で進めさせていただきます。

まず、開会に当たりまして、文化庁の文化財鑑査官、山下より御挨拶申し上げます。4月1日付で前任から山下に替わりまして、改めて御挨拶させていただければと思います。

では、山下さん、よろしくお願いいたします。

【山下文化財鑑査官】 おはようございます。今、事務局から御紹介ありましたように、4月1日付で文化財鑑査官を拝命しました山下信一郎と申します。どうかよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、日頃から文化庁の文化財や文化行政に多大な御理解、御協力賜っておりますこと、厚く感謝申し上げます。本日は、御多忙のところ、第2回の建築文化に関する検討会議に御出席くださりまして誠にありがとうございます。また、本日は東工大の百年記念館での開催でございまして、今、東工大のほうからも御説明頂戴いたしましたが、こういったところで議論ができて大変うれしく思っているところでございます。感謝申し上げます。

今回の会議のテーマでございます建築文化につきましては、前回の会議開催直後に、国の

文化芸術振興基本計画第2期が閣議決定されまして、その中で、近現代建築の保存・活用の推進等による建築文化の振興が正式に盛り込まれたところでございます。いよいよ文化庁といたしましても、委員各位の御指導の下で建築文化の振興に取り組んでいかなければならないといった所存で考えているところでございます。

本日でございますが、前回の御意見を踏まえまして、建築文化に関する共通理解と、そのための具体的な取組方策等につきまして、基本的なコンセプト案を提示させていただきます。どうか活発な御意見いただければと思っております。

ところで、先日でございますけれども、2023年の日本建築学会文化賞の発表がございまして、本検討会議のメンバーでいらっしゃいます鈴木京香委員が受賞されたとの報道がございました。誠にめでたうございます。この賞は、伺っているところでは、建築文化の向上、建築への理解と認識向上等に貢献した業績に対しまして日本建築学会から贈られると伺っているところでございます。今まさに私の事務局が、この建築文化ということテーマにして進めようとしているところでございまして、国民の皆様の意識向上にも、ますます非常に情報発信ができるかなと、時宜を得たものかなと感じるところでございまして、文化庁としましても大変うれしく思っているところでございます。

今日はお昼までの時間でございますが、どうか慎重審議いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

【寺本課長】 では、続きまして、出席者の委員の皆様の御紹介になります。

座長の後藤委員になります。

【後藤座長】 後藤です。よろしくお願いいたします。

【寺本課長】 続いて、隈委員です。

【隈委員】 よろしくお願いいたします。

【寺本課長】 隈委員は今日、御都合で、途中で御退席されるということであります。

それから、佐々木委員です。

【佐々木委員】 佐々木でございます。

【寺本課長】 それから、佐藤委員です。

【佐藤委員】 佐藤です。

【寺本課長】 鈴木委員です。

【鈴木委員】 よろしくお願いいたします。

【寺本課長】 西尾委員です。

【西尾委員】 よろしくお願ひします。

【寺本課長】 それから、堀川委員です。

【堀川委員】 よろしくお願ひします。

【寺本課長】 三浦委員です。

【三浦委員】 よろしくお願ひいたします。

【寺本課長】 そして、山崎委員になられます。

【山崎委員】 どうぞよろしくお願ひいたします。

【寺本課長】 それから、石井委員は、御都合により御欠席ということですが、前もって御意見をいただいておりますので、後ほど御紹介させていただければと思います。

また、文化庁ですが、先ほど御紹介申し上げました山下。そして、文化財第二課長の田中です。

【田中課長】 田中でございます。

【寺本課長】 さらに私、寺本でございます。よろしくお願ひいたします。

それから、1つ御紹介ですが、お配りしている資料の一番最後に参考2という資料があります。文化庁は京都に、全体では必ずしもないんですが、移転してっております。3月末に、京都移転の祝賀の集いというのがございまして、そちらで岸田総理から御挨拶いただきました。その中でも、これは官邸のホームページに上げられている発言を文字で落としたものになりますけれども、下線部の部分を御覧いただければと思いますが、「京町屋の意匠、デザインや伝統的な街並み、世界的にも評価の高い近現代建築とその風景など、広く我が国の建築文化の価値を確立する取組を新たに進めてまいります」ということでお話しいただいております。

前回の会議以来、皆様にも色々御意見いただきながら、この分野をしっかりと文化領域として取組を進められないかということで進めていておりますけれども、このように総理からも話をいただいている状態でもあります。ぜひ、ますます盛んに御意見いただければと思います。

それから、傍聴の方もいらっしゃることもあつてですが、今日の会場についてご説明します。本日は、東京工業大学の百年記念館という建物において会議を開催しております。ある意味、この検討会議で検討の俎上に上がってくるような建物の一つになってくるのではないかと考えていますが、せっかくですので、山崎委員から御紹介をいただければと思います。

【山崎委員】 この建物は1881年に創立した本学の100周年記念事業の一つとして、1987年に竣工した建物です。当初は大学博物館として構想され、最終的には会議室なども持つ複合施設として竣工しました。東工大は関東大震災でほぼ全て失ったため古い資料があまりなく、まずその資料を集めることから始まりました。正式に博物館となったのは2011年ですので、まだ十数年のキャリアになります。

建物としての百年記念館は竣工して35年になります。昔のこの建物の姿を御存じの方は、1階の広々とした天井の高い空間とか、ファカルティ・レストランとして使われていたこの4階をご記憶かと思いますが、なかなか大学のキャンパスというのは難しいところがありまして、色々なものが同じままには行きません。特に国立大学である東工大の場合は、独立行政法人化があり、大学院重点化があり、とうとう東京医科歯科大学との統合というお話まで来てしまいました。その中で、本館も改修しなければいけない、やれ、あそこを改修しなければいけないという中で、玉突き的に本館にあった食堂の行き場所がないという話になり、執行部の方から、百年記念館の1階は空いているから非常に良いのではないかという話になって、あくまでも「仮」です、原状復帰しますと言われて、数年前にあそこに大学生協の購買部が来てしまいました。4階はファカルティ・レストランでしたが、未来社会DESIGN機構という、新たに始まった社会連携プロジェクトのミーティングスペースにお貸しすることになってしまいました。また今回の大学統合に向けても、色々と同じような相談が持ちかけられています。百年記念館はこの空間が最大の魅力なわけですが、なかなか通じません。やはり建築文化というのは浸透していないのだな、と身近なところでもつくづく感じる次第です。ですので、やはりこの「建築文化」という言葉とその意味するところを、建築界だけではなく、社会にぜひ広めていっていただきたいと思います。この空間、建物を舞台にそうした会議が開かれることを象徴的に思いますし、またうれしく思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【寺本課長】 ありがとうございます。

今日はそういうことで東京工業大学で会議を行っているわけですが、次回5月にまた開催させていただく際に向けては、よろしければ委員の皆様から、追々、こういうよい場所があるよというものがあれば、御紹介いただければと思います。

では、後藤先生、よろしくお願いいたします。

【後藤座長】 それでは、議事のほうに入らせていただきます。

先ほど山崎先生から、前回第1回で話したような、建築単体だけでなく、エリアで考えな

ければならないと、両方考えなければならぬということの象徴的な話だったかと思いますが、本検討会議の第1回では、我が国における建築や、それを取り巻くエリアを含めた全体の領域の状況について、また、建築文化とは何かといったことについて各委員から御意見を頂戴して意見交換をしたところです。議事の詳細は、先ほど事務局からあったとおり、既に文化庁のホームページにアップされておりますので、確認いただければと思いますが、その上で本日は、我が国の建築文化への共通の理解づくりと具体的行動に向けた議論を進めたいと思っております。

建築文化における周縁やライフサイクル、可能性を踏まえながら、共通理解に向けた方向性を事務局からまずは御説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

【寺本課長】 御説明申し上げます、資料の束がいろいろございますけれども、右上のほうに資料2-1、2-2というふうに、2から始まるものが2-5まであるかと思っております。これらが基本的な御説明資料ですが、まずどういう組合せかを説明します。2-1と2-2は同じものですが、2-1は骨格だけ抜き出しております。柱を見ながら全体のイメージを見ていただければと思います。御説明は2-2に基づいてさせていただければと思っております。こちらにも投影しておりますので、画面を見ていただければ大丈夫だと思います。

それで、2-4という1枚の紙があります。委員に御意見を伺いたい事項というものが、今日は2点御意見を伺えればと思っております。1点目は、後ほど御説明する基本コンセプトというんでしょうか、そういうコンセプト案についてどう思われるか伺えればということ。それから2点目は、そのコンセプトを色々と聞いたり見たり議論する中で、具体的な取組、施策でどういうことをやっていくとよいか伺えればと思っております。その施策の検討の参考になればということで、資料2-5を机の上に置かせていただいておりますので、必要に応じて御覧いただければと思います。

では、画面にも投影しております2-2を説明させていただきます。前回の議論を踏まえて、この会議としての検討の大きな方向性をまとめていけたらということで作らせていただいております。総論に当たるようなものだと御理解いただければと思います。我が国建築文化への共通理解づくりと具体的行動に向けてということで、検討していければと考えています。

(1)は、建築文化をどのように捉えるかという点です。①にありますように、従来、建築分野を文化の観点からどう扱っていったかということ、日本では建築文化という概念が十分に形成されてきたとは言えないような状態であります。これに対してヨーロッパとか韓

国などは、建築領域を文化と捉えているような状況にありまして、2-3 という資料を御覧いただければと思います。例えばフランスの例を挙げるならば、文化省が存在して、その中には建築を専門とする部局があって、やはり文化的な観点から色々と建築の政策を進めている状態です。それから、フランスにおいて芸術というものの概念が、歴史を経ながら発達してきているわけですが、その中で7つだとか9つだとか、芸術分野を一般的に挙げられており、筆頭に建築が挙がっています。イタリアで申し上げても、やはり文化省の中に建築の部局があり、建築文化を振興しています。ドイツについても、これは役所ではないんですけれども、文化関係の統括団体、そういう中に建築文化を担当しているところがあります。古くはヘーゲルも芸術を色々な分野ごとに整理していったときに建築を挙げています。韓国に関して申し上げます、文化芸術振興法という法律がありまして、その中では、文化芸術として建築が明示的に挙げられています。こういった形で各国では取り上げられているような状態ですが、日本では必ずしもそのように扱って来ていなかったものです。

とはいえ、この3月末に閣議決定されました文化芸術振興基本計画、第2期の5年計画になりますけれども、そちらにおいては建築文化の振興をしっかりと盛り込まれておりまして、我々もぜひこれを進めていきたいと考えています。

続いて、②の建築文化の領域、範囲をどう考えるかという点ですが、前回の議論でもありましたように、明確に定義を決めていこうということでは必ずしもなく、とはいえ、かなり色々な分野に多様に絡む概念ですので、柔軟性を持ちながら全般の振興を検討していくということかと思っております。委員の皆様にも事前に多少御説明させていただきましたが、前回の意見も踏まえて、例えば総合性、社会性、地域性、空間性、時間性など、かなり幅を持って捉えるということではないかと資料では述べております。本文下の注に説明が入っていますので、必要に応じて御覧ください。

こういった様々な視点を包括的に捉えて、建築物などの実際に存在する化体物だけではなく、建築に関連したいろいろな営み、それから人材も含めて建築文化と総称していくということではないかと考えております。

続きまして、③になりますけれども、建築文化がもたらす価値についてです。様々な価値が考えられると思っておりますし、それは決して小さくない価値であると思っております。そういったものを最大化していくことが大事だろうと考えております。具体的には、学術面、技術面、それから取引の対象だったりもするので経済面、さらに、下の注にも挙げておりますけれども、昨今ですと、ソフトパワーと言えいいでしょうか、日本の建築、それから町並み等を

世界に対して日本の魅力として打ち出していく余地も非常にあるのではないかという意味でソフトパワー的な価値。そういったものなど様々にあり得るのではないかと考えています。

続きまして(2)。我が国において建築を行い、維持し、また取り壊していく循環を考えた場合に、その構造的循環に大きな課題があるのではないかという問題意識を提示しております。

まず、①循環の特徴ということでありますけれども、日本における循環に挙げられる特徴というのは、ショートスパン、短期間で建て替えではないかということを示しています。地震があるとか災害が発生しやすい地理的条件もあって、日本では非常に短期間で建て替えるという文化が発展してきていると言えるのではないかと考えております。しかも森林資源が非常に豊富だったということもあって、もちろん木造だから短期間という訳ではないのですけれど、木造が主流になっていて、短期間で建て替えていく文化、そういう特徴があるかと思えます。社会の中でも短期間で建て替えが自然という意識が浸透しておりますし、建築スタイルもそういうことを前提にしたものが様々に発展したり、それから制度も短期間で回るように適したものが発達したりと、それらが日本の建築風景、町並みをつくっていくことをリードしている状態かと考えられます。日本は総じて戦後、建築を消費財という風に捉えがちだったのではないかと述べております。これはヨーロッパ諸国などが資産、ストックと捉えるのとは、ある意味真逆なのかなと思われまます。

では、そういうショートスパンの、短期間の建て替えのサイクルを受容する様々な要素を挙げますと、1つは建て替えというものに対する期待。建て替えを行うことが、新たに、例えば地域を活性化できるのではないかと、建て替えさえすれば変わるのではないかと期待しがちであるとか。それから取り壊して建て替えようと判断するまでの建築からの時間と、一方、地域などで、これは文化財の価値があるということで保存しよう、維持しよう、活用しよう、そういう判断の間の時間のミスマッチがあるのではないかと、維持していこうという前にもう建て替えを決めてしまうということが生じているのではないかということです。

続きまして、津建築基準法の既存不適格などの法規制等の問題もあろうかと思えます。我が国では耐震基準などが非常に厳しくなっていますので、建物の改修などを行うたびに建物全体にかなり手を入れなければいけない。それだったら取り壊すほうが安いし早いということになりやすいのではないかと。それから、改修を行うというのは、新築に比べて経済的なメリットが生じにくい状況になっているのではないかとすることも考えられます。資料2-3を御覧いただきますと、実際に新築を優遇するような様々な制度が存在しており

ます。

続きまして②です。短期間で建て替わっていくサイクルの下、取り壊して次に造る建築、それが街並みに大きな変容をもたらすと思います。その変容していっている特徴として挙げられていけば、町並みが多様化していっていると言えるのではないかと。それから、その背景には、少々抽象的な言葉ですけども、(以前のままでなくてはならない) 必然性が下がっている、それから日本人が海外の文化などを文化的に取り込む力の強さ、この辺の関係が深いのではないかと考えています。

御説明申し上げますと、まず、必然性の低下というのは、例えば明治以降、身分制度が廃止されていくとか、それから戦後、社会格差が平準化していった総中流化と言われるようなことが起こってきたと思いますけども、もちろん昨今新しい社会格差が出てきているという議論もありますけれど、ここではそれは一旦スコープの外に置いてという前提で、総中流化などが生じてきた。そうすると、これは言い換えると、社会的な制約が低減しているということなのだと思います。すなわち、身分制があるときには、この身分の人はこういう間口は持つてはいけないとか、こういう家に住まなければいけない、それから社会格差があって、金銭的にもなかなか家を持つことができない、そういった制約が低減しているというのがあるのではないかと。それから、特に戦後ですけども、日本において建築の技術やノウハウに大きな革新が現れました。これによって技術的な制約というのも低減していったのではないかと。それから、材料を手に入れる制約も、輸送手法が様々に発展したとか、そういったことも背景にかなり制約がなくなっていくのではないかと、そういうことが言えるかと思えます。

こういう制約の低減というのは、言い換えると、建築様式をこういうものにしなければいけない、こういう建築しかできないといった必然性の低下を意味するのではないかと思えますけども、これを受けて多様化が生じているのではないかということが考えられます。

住宅面で見ますと、人口増も非常にある中で、建築物を様々に手軽な価格で供給することが求められて、それが進んでまいりました。供給側が家を建てたい側の嗜好に応じていく形で、多様な建築や風景がどんどん見られるようになっていっているのではないかと。これを挙げておきます。それから、公共建築について見ますと、モダニズム建築などが典型かと思えますけども、建築家の強い思想的な主張も反映した独自のデザインの建築が様々出現しているのではないかと。この意味でも多様化が大幅に進んでいるのではないかと。

それから、文化的な取り込みという方ですけども、日本人は、世界の様々な文化を取り

込んで自分のものにすることに優れているとよく言われます。建築の分野で見ても、古くは法隆寺、それから平城京、平安京の造りであるとか、近代になって言えば西洋の文化を取り込んで和洋折衷の建築を造っていくなど、異文化をどんどん吸収していています。さらには、今、例えば住宅なんかを見てもそうですけれども、個人が世界の様式をどんどん自由に取り込んだ形で様々な建築物が作られています。こういう部分も日本の建築や風景の多様化というものに大きくつながってきたのではないかと考えられます。

こういう必然性の低下と文化的な取り込みというものがお互いに関連し、それから短時間、短期間での建て替えというものが重なって、風景や建築物の幅が非常に広がり、自由な建築の可能性が大きく拡大してきた状態にあるのではないかと考えております。

③ですけれども、建築、維持、取壊しの構造的循環、これにおける課題です。先ほど申し上げたようなサイクルの中で、町並みや建築や風景が多様化しながら変わっていているわけですけれども、課題は、その変わっていく部分に必ずしも十分な秩序がないのではという点にあるのではと考えられます。

もともと日本の建築物というのは、場所とか風土等、しっかり関係を意識しながら存在してきたと考えますが、そういうある意味世界観が整っていた空間秩序がどんどん変わっていく中で、十分な秩序なく変わっているのではないかと考えられます。そして、そのサイクルが30年から50年程度で回っていますので、次々に新しい世代の建築に、つまり建て替えの方向に向かい、空間秩序がどんどん変わっていく状態にあるのではないかと感じております。

④ですけれども、他方で日本の中においても新しい気づきが色々と出てきているのではないかとことを挙げております。ヨーロッパの町並みに対する憧れだとか、実際、旅先としての人気とか、そういうのは日本でも非常にあろうかと思えます。これは現地の建築とか風景がストックとして魅力を生むということを日本人が感じてきたということもあるのかと思えますけれども、他方で日本ではあまり、自分たちの国には当てはまらないよねとされてきたというのが現実かと思えます。

ところが近年、インバウンドの観光促進が重要な政策アジェンダになってきております。そういう中で日本の建築とか風景も、資産、ストックとして結構ポテンシャルあるのではないかと気づき始めた状態にあるのではないかと思われます。

続きまして、(3)の我が国建築文化に秩序の形態をとということでありますけれども、哲学・思想の必要性という、ちょっと生意気な書き方で申し訳ございません。

①、建築文化に関する認識の低さと教育について。日本において実際、政策として建築文化を確立できてきていないことが表していますけども、建築文化に対する一般的な認識が低く、教育にも大きな課題があるのではないかと考えています。建築教育というと技術的な側面が中心で、実学にかなり近い世界としてやってきたかと思いますが、例えば歴史的な観点や社会的な観点など、様々な広い視点から必ずしも教育が進んできている訳ではないのではということも挙げております。

他方で、そういった知識や高い意識、関心がしっかりあれば、価値を生み出すものだとか、自分たちのアイデンティティーの源泉としてしっかり維持、活用、継承していくという流れが生まれていくのではないかとも思われます。それから、SDGs への対応を非常に言われる時代でありますけれども、自然環境とか社会と適正に調和した建物や風景、町並みの姿、それからそれをどうやって実現していくかという議論なども深まっていくのではないか。それから、そういう流れに合った形で社会の制度もおのずと変わって発達していくのではないかというようなことが考えられます。

続きまして、②です。建築文化に関する哲学思想の必要性ということですが、そういう建築、風景、町並みにしっかり秩序の形態をもたらすべく、根源的なこととして建築文化に関する哲学とか思想をしっかり形成して社会にそれを実装していく、そういうことが重要ではないかということも述べております。現代建築の領域でも今後加速度的に取壊しが想定されます。そういうものの維持、活用や承継が重要なわけですが、しっかり哲学とか思想が作られていって、それが社会に実装されていけば、人々の建築に対する働きかけ、行動、それからその結果として町並みなどが適切にアジャストされていくのではないかということも述べております。

続きまして、6 ページ目の (4) ですが、そういう建築文化の共通理解に向けて「目指すべき姿」ということで整理しております。思想や哲学と申しましたけれども、その中身というよりは、そういう中身を実践していった結果、こういう姿になっていくのではないか、こういう姿を目指すべきではないかという形で整理をしたものになります。

全部で 14 個ありますので、簡単に柱だけ御説明しますと、1 つ目は、まず大きな方針に絡むものとして、建築や風景、町並みについて、しっかり住民や国民の間で議論されて合意されていること。2 つ目は、そういう在り方を考えるに当たっては、地域の中、国内といった閉じたコミュニティだけではなく、外部の目線とか将来の目線、将来生きる人たちの目線も大事だということも述べております。それから 3 つ目です。国土全体、地域全体での在

り方と実装に向けたアクション。国全体、それから各地域がしっかり自分たちで意思を持って、建築や風景、町並みに関してどういう条件を与えるべきかしっかり考えて、事前にそういう条件が成り立っているのが重要ではないかと述べています。

4つ目以降は、実際の物件だとか実際の空間に関連してですが、既存の建築とか風景、町並みにおいて、維持、活用、継承の対象とすべきものについて、しっかり特定していくことが重要ではないか。そして、特定して取組を色々進める中で、ベストプラクティスが様々に出てくるかと思えますけれど、それらを十分に共有していくことが重要ではないかということ述べております。

続きまして、建築、風景に関して、その時代時代において必要性があって形成される訳ですが、その役割を終えたとしても、新しい次の時代に合った役割をその建物に与えていくということが大事ではないかと、役割があれば当然維持していこうとか、承継していこうという流れがしっかりできるのではないかということです。

⑥ですが、取り壊すとしても、壊した後に、例えば中銀カプセルタワーなんかがあるかもしれないけれども、その建物を構成しているもの、カプセルなど、それから元の土地などの履歴等をどう使っていくかよく考えることが重要ではないかと述べております。

⑦です。将来の建築について、当然ですが、しっかり個人の自由ということを重視し、自由に考えて実際に建築物などを造っていけることはもちろん大事であります。同時に、例えば地域とか公共的な目線から、こういう条件の下で造っていくべきじゃないかという、元々与えられるべき条件、枠というんでしょうか、それと自由とのバランスを上手に取っていくことが重要ではないかと述べております。

それから8番目。これは様々な関係者についてですが、住民や所有者、利用者などが「建物をしっかり維持・活用して継承していくことが大事ではないか」、「それが当たり前じゃないか」と思えるようになっていくことが必要ということ述べています。

9番目として、経済性、合理性ですが、しっかり取組を促進するための合理的な制度が存在すること。それから、⑩も経済性で、こういう取組を進めていくに当たって、必要な資金がきちんと入ってきて経済性が実現されることが大切ではないかといったことを述べています。

11番目ですが、こういう建築や風景などについて、しっかり取引や承継が進むような仕組みが存在して十分機能することが重要ではないか。それから、12番目は教育や知識などですが、建築文化を総合的に学ぶ機会が大事で、知識や意識が常に社会として向

上されていくプロセスが存在することが重要ではないか。

13 番目は基盤的な観点でありますけれども、前回会議の会場でもありました建築資料館、あの施設を意識しながらではありますけれども、建築文化の取組を進めるためにも、関連の人材とか、それから知識の知、知をつないでいくようなセンターとなる拠点がしっかり存在しなくてはいけないのではないかと、もう少し機能強化されていくことも重要ではないかということ述べております。

そして最後ですけれども、こういう日本の建築文化に魅了された多数のインバウンド客などが来訪して、その魅力が世界に発信されることが必要ではないかということ述べております。

ちょっと長くなりましたけど、以上になります。

そして、資料の2-5というのが、先ほど申し上げましたように、幾つか具体的に取組むとよいのではないかと、全くの例としてですが挙げております。こういったものも参照いただければと思います。

一旦、以上になります。

【後藤座長】 ありがとうございます。この後、御出席の委員の皆様から御意見を頂戴していきたいと思いますが、事務局より、先ほど資料2-4で、伺いたい事項ということで2つ項目を挙げていただいております。それからまた、参考として、2-5で取組の方向性もいただいておりますが、これらに限らず御自由に、まずは各委員からの御意見をいただければと思っております。

まずは各委員にお伺いしたいところですが、本日御出席がかなわなかった石井委員より事前に御意見をいただいておりますので、事務局より御紹介をいただければと思います。よろしく願いいたします。

【寺本課長】 では、石井委員の御提言ということで頂いておりますので、御紹介申し上げます。かなり、相当にしっかり書いていただいているところがございますので、部分部分、簡単にしながら御紹介申し上げます。

現在海外滞在中のため、今回の会議は欠席ということで、残念ですが、代読をお願いいたします。前回の委員の皆様方の多岐にわたる御意見を拝読し、それから、今回用に事務局が検討したコンセプト案——先日説明申し上げたんですけれども——を御説明いただいたのを踏まえて意見をまとめさせていただきます。

まず、町並みと単体の建築のどちらも守っていかなければならないという指摘に、大いに

賛同いたします。一方、大風呂敷を広げている感があるようにもお見受けします。まず町並みについては、どうしても古い街道筋の民家や商家を、固まり、群として守っていきましようというような古跡保存的な市民運動や自治体の呼びかけが一般的な印象を受けます。一方、単体の建築については、機能性、社会性、地域性などが指摘されていますが、何よりも我が国現代建築に特徴的なのは、すばらしい建築家を多く輩出しているということであり、彼らの作品としてデザイン性を評価するという視点が欠けているように見受けられます。ちなみに、デザインという言葉が独り歩きする中で、ともすると形だけが格好いいとか、奇をてらっているものばかりを指す嫌いがありますが、建築デザインには思想、構造、工法、材料などを含めた多種多様な要素が含まれ、照明デザインもその一部に含まれます。既に言うなれば日本の現代建築が優れているのは、優れた構造設計家や設備設計家など、建築を取り囲むプロフェッショナル集団がいるからであることも評価する必要があるでしょう。

プロ集団の絡みで言うと、町並み設計や保全のプロである都市計画家という職種がありますが、かなり以前から大学教育に取り込まれているにもかかわらず、アーバンプランナー、アーバンデザイナーという独立した職種が日本でほぼ確立していないという残念な状況が指摘されます。ちなみにフランスでは、アーキテクトとアーバニストは別の職種として認知され、プロジェクトの対象によっては両方がチームになることもあります。

他方、単体の建築については、前回も指摘いただきましたけれども、教育も社会的なイメージやニーズもエンジニア的な視点に偏っているために、アートやデザインという文化の視点からの価値づけや認識がなされていないことが最大の課題で、その結果、建築文化といっても、それが一体何なのか定義できないという状況が生まれていると考えられます。芸術領域からの研究を促進すべきという事務局からの提言は非常に重要です。さらに言えば、都市や建築は総合芸術ですので、人文社会系など、もっと別の領域でも取り上げ、クロスディシプリナリーに研究されるべきテーマのはずです。

その中で、資料の中で言われている個々人のマイホームまでも建築文化に含めるべきかは議論の余地があるかと思えます。しいて言えば、建て替え時の景観的規制というガイドラインをつくるためのマスタープランがないことが問題なのであって、これはアーバニスト的な行政側の視点や専門家の欠如に帰結する大きな課題として捉えるべきではないでしょうか。町並み保全と建築単体の独自性のバランスについて、フランスでは、歴史的保護地区や重要歴史的建造物周囲半径 500 メートルの町並みを監視する担当と、歴史的建造物そのものを管理する担当が分かれており、まさに町並みと単体建築の両方の視点から二重の網

がかけられることによって保護、活用が進められています。

もう一つ、制度的な問題は非常に大きな課題で、日本の土地信仰を反映した法制度や会計制度が、上物である建築物の評価の相対的な過小評価を生んでいることは否めないと思います。土地さえあれば建物は償却して建て替えたほうがよい、建物だけ手放して土地は死守する、建物は財産価値が少ないからどうでもよいというような認識がかなり一般的にあると言えましょう。行政側にも、箱物さえ建てれば、それがどうにか自治体を救ってくれる、箱物行政という言葉さえ生んでしまっていることについては、行政、制度、つくり手全体で見直しする必要があるかと思えます。

現在の日本の建築家には、コミュニティーをつくる装置として建築をデザインする、そういう傾向が色濃く見られ、また、そうした思想の下に設計された作品が高く評価されているように見受けられます。これは町並み保存や歴史的地区などの縛りが少ない国だからこそこできる柔軟な発想転換とも言え、こうした発芽、きっかけを、これから無神経に摘んでしまわないように育てていくことも一部であると考えます。

それから、具体的な取組の方向性については、諸外国制度の調査や、維持・保存すべき対象案件のリスト化、これがまだ現時点十分できていないということは遺憾ですので、調査は急務と思われれます。各自治体にアーバンマスタープランナーのような役割を設置するなり派遣するなりして、制度化された作業が有効ではないかと思えます。町並みや建築保全部分の個々の案件に資金をばらまくのではなく、まちづくりやまちおこしに必須である、地元を愛する人たち、それから専門家という意味でのよそ者、それから若者という3者が協働して、リスト化を含みマスタープランを考えるためにこそ資金を活用すべきと考えます。その際、まちや建物の夜の顔であるライトアップの照明計画についても同時進行的に検討、議論を進めていくことも提言させていただきます。

以上になります。

【後藤座長】 ありがとうございます。それでは、本日御出席の各委員から御発言をいただきたいと思えます。

まず、隈委員からお願いいたします。

【隈委員】 じゃあ、今日は早く抜けるので、先に。

今いろいろお話くださって、日本の建築文化がレベルが低いというようなお話がまず前提にあるような気がするんですけども、私、建築に対する関心は、日本というのは全然低くないのではないかなという風に思うんですね。例えば今、西尾さんの顔を見て思い出した

んだけど、Casa BRUTUS みたいな雑誌が、あんなレベルの高い建築を専門とする、建築を一般の人に知らせようという雑誌があるという国もほかにないし、相対的に建築に対する関心が高い。若い人も建築に対して関心が高いし、建築探偵みたいな運動が起きて、あんな形で古い建築が急に見直されるようになったというのも、やはり世界に他にないことなので、私はこの辺のところの低さというよりも、むしろ制度的な問題、それから具体的にどういふ施策を取っていくかというところに話をしていってという風なところが緊急かなと思います。ですから、あまり精神論的に建築文化というよりは、やっぱりもうまず大急ぎでやらなきゃいけない制度的な問題、具体的な施策が色々あるんじゃないかなと感じるんですね。

私、実はフランスで保存のプロジェクトにいろいろ携わっていて、やっぱり文化行政の中で建築の位置が日本は低過ぎると思います。フランスの中で、文化行政の中で建築に対する関心は物すごく強いし、人間も多く配置されているし、それからフランスだと、制度的にはバティモンフランセーズという制度が有名ですけど、要するに、一級建築士のほかにバティモンフランセーズという、歴史建築士と言われている制度があって、その人たちが、歴史的にびしっと守るというものはやっぱり歴史家がちゃんと言わなきゃいけないんですけど、どういふふうにも活用するか、しかも歴史をちゃんとリスペクトしてという視点でもって建築の保存に関わるその人が、ある程度古い、時間のたった建物に関しては全部、その人と一緒に設計しなきゃならないんですね。

ですから、うちはフランスの一級建築士事務所なんですけど、必ず古い建物に関してはその人たちと一緒に設計するというのが法律で決められていて、それは歴史の学校を出た連中がそこに行く、就職口でもあるんですよ。ですから、日本だと歴史の建築の勉強をすると歴史の先生にしかねれないとか、すごく狭まるんですけど、実は膨大な就職先になっていて、底上げをしているんですよ、古い建物に関する。ですからそれを日本がやるかどうかというのは、僕は、ある一つの時代を変える決断になり得るのではないかなと思うんです。

やっぱり韓国がすごく進んでいるという話は非常に興味深くて、アイドル文化なんかも日本がもともとは進んでいたのに、韓国は国が文化行政をがーんとやったので、一挙に BTS が出てきたみたいな話があるように、やっぱりちょっと日本って、実は現代建築でも歴史建築でも韓国に比べてずっと層が厚いのににもかかわらず、文化行政がそこをなおざりにしていると、韓国に知らない間に逆転されているということが起こり得るかもしれないので、そこに関しては非常に危機感がありますね。

具体的な話で、フランスのアンジェのカセドラルという国宝の修復プロジェクトで僕ら

の案が選ばれて、そのときはもう文化大臣から直接連絡があつて、文化大臣からいろいろ御指示を直接いただいて、こういう感じでやってくださいよと、あなたが選ばれましたからというような感じで、そこまでやっぱり建築というものがある種国家的な関心になっているというのは感じました。

それで、実は制度的なものって、具体的にはいろいろこの資料の中に既にお話が出ていますけども、やはり僕が大きいと感じるのは、既存不適格の問題と、それから相続税問題です。だから既存不適格は、厳密に言ってしまうと、もう全部破壊、壊して造り直さなければいけないみたいな話になっちゃうので、例えば三浦さんなんかと一緒にやった吉祥寺ハモニカ横丁なんかも既存不適格だったから、あそこは全部壊さなきゃいけないような感じで、もう大事なまちの資産が失われてしまうと。だけど、あれは担当者が割と、ある種緩く見てくれたので守ることができて、その問題をまず既存不適格に関してははっきりした指針を示して、やっぱりある種の残るようなことをやっていただかないと後戻りがつかない。

それから相続税の問題は、日本の町並みにすごく関わっているのもう相続税が払えなくてという話、みんなそれでマンションにして、もうつまらないマンションになってしまうと。やっぱり日本は、もちろん単体の建築ですごい光っているのもあるけれども、町並み全体があるヒューマンスケールで、うまい粒感があるというのが非常に重要なので、その部分が相続税のたびにどんどんマンションに建て替わっていくと、日本のまちの一番大事な資産が失われちゃうという感じがするんですね。

これは本当に、今これだけ古い建物の価値がすごく、若い人なんか前よりも関心持つようになっていて、鈴木京香さんの件が世の中の社会的事件になるぐらいすごいことになっているわけですから、やっぱりこの時期をうまく利用して、僕はやはり相続税の問題にもちゃんと、ある程度の町並みを守るためにどういう運用をしていくかというところに踏み込まないと、これもこのままいったら。

今、石井さんの話で、マスタープランの重要性の話で、もちろんマスタープランとかでちゃんとガイドするというのは必要ですけど、僕はそれ以上に、何しろ建て替えなきゃいけないということになって、そうするとマンションが建つように幾つかの敷地を統合したりして、まずまちのスケール感覚が違っちゃうんですね。その部分が非常に重要だと思います。マスタープランでできることというのは実は非常に限られているので、僕はそれ以前の経済的な部分でまずしっかりとした指針というのが必要で、それがないと本当に今、日本の建築文化が危機的状況にあるなと感じます。

以上です。

【後藤座長】 ありがとうございます。

続きまして、佐々木委員、お願いいたします。

【佐々木委員】

前回欠席して失礼いたしました。私は、今は土木分野に軸足を置きながら、風景という観点から、人口の少ない地域、まちのまちづくりやデザインのことに関わっていますので、その観点から、前回ちょっとへなちょこな絵を出しましたけれども、やっぱり建築って最終的には、具体的に大地の上のここにちゃんと目に見えるものとして存在しているという、それを対象とするんだけど、それが見えない、その向こう側にある、もちろん隣にある建物、向こうに見える山という意味での見える部分もありますけれども、さらにそこを超えた、時間的に過去のものだったり、あるいは未来のものだったり、さらに言えばどういいう水が流れてきてというような、そのつながりの中にある全てが表象されたものとしての建築という一つの可視的なものをどう捉えるかというふうな視点をまず出せば、もうこれでほぼほぼ建築は文化だということを言っていることになるのかなと思ったりしています。

ただ、そのときにもう一つ、この岸田総理の中にも、街並み、評価の高い近代建築というふうにありますし、今日の石井さんのメッセージの冒頭にもありましたが、いわゆるある程度作家性が高い、その作家は無名な作家の場合もありますけれども、そういうアーキテクチャーと、それからそういうものとはちょっと違うところで生まれてくるビルディングの集合であったり統合であったりする街並みというか風景というものとは、その両方をもちろん視野に入れるんですけれども、アプローチとか取り組み方に対しては、少し違った枠組み、制度、求めていく世界観も少し違うと思うので、作業仮説的に、その両者を少し分けた上で議論をしていくと、今日頂いた資料の2-2というのは非常にたくさん大事なことが含まれておりますが、もう少し分かりやすくなっていくのかなというふうに思いました。

そのときに多分議論が分かれるのは、どちらかというとは街並み的な、集合的な要素のほうで、私も景観の仕事をしていると、そろっているほうがいいのか、整っているほうがいいのかというところから出発する方々と、いや、そうではないのではないかと、もっと自治的に相互が輝くものの集合体としてあったほうがいいのかではないかと、最初の入り口で分かれてしまったりすることもあるので、街並みの話をするときには、建築以上にやはり、価値観は多様なものがあることを前提にしたい。多様といっても、それぞれについて許容できるものと、これはやはり許容できないのではないかとというものがあるというところについて議論を深

めていくように、もう少し議論が整理できると、今後の方針などが理解しやすくなるかなと思っ
て伺っておりました。

ちょっと個人的な話ですが、この百年記念館について、私、大学院は東工大だったので、
学生のときにこの話もいろいろ出ていましたし、篠原先生の授業を受けて、直接お会いした
印象として、篠原先生ってこういう人なんだ、と。そのときに篠原先生は茶系のコーデュー
ロイのスラックスを履かれていたんですけど、そのお尻にドラフティングテープの切れ端が
ついてたことをはっきり覚えている。つまり、物事の記憶ってそういう他愛のないもので、
それは私の、篠原一男、そしてこの百年記念館というものの記憶のつながりで、建築という
ものが残っている、存続しているから思い出せる。その人にとってはあるときふと記憶をこ
こからまた思い出せたり、とても大事なつながりを持つハブの役割を持っている。そういう
価値が成り立つためには、前に何が建っていたか分からないぐらいどんどんどん物が
変わっていってしまうという状況は、やはり防がなければいけない。

固定的にただ保存すればいいということではないんですけども、時間的に存続していく
ことで、非常に個人的な、バラエティーに富む記憶、それは一人一人の生きてきた人生の記
憶になると思うんですけども、それをつなぎとめられるとても大事な媒体になると思うの
で、そういう観点からも、すぐ壊していってしまっ
てはいけません。もちろん建て替えてもい
いんだけど、前に残っていたものを継承しながらの建て替えという、記憶を継承できる
ような媒体として存在するような建築の在り方というところをもう少し強調していくと、
文化というものはそういうものだよね、つながっていくものだよねというところの文脈に
十分建築も入ってくるかなと思っております。

ひとまずそんなところでよろしいでしょうか。

【後藤座長】 ありがとうございます。

では続きまして、佐藤委員、お願いいたします。

【佐藤委員】 よろしく
お願いいたします。では私のほうから、資料2-4
で言いますと2番です。具体的な取組、資料の2-5
で言えば(3)と、多分(4)、制度化のところを中心
に、大きく3点ほどコメントさせていただければ
と思います。

1点目は、前回も申し上げましたけれども、私は建築の専門家じゃないので、専門家の方々が
どういう町並みを残すのか、あるいはどういう建物を残すのかということについて、それを
判断するのは構わないと思うんですけども、やはり決め方のルールというのがすごく
大事になってくると思います。できるだけ公共性の高い形で決めるということであれば、も

もちろん単に専門家だけではなく、地域の住民もそうですし、よそ者という話もありましたが、第三者的な人たち、あるいは今の話から歴史家も含めて、多様なステークホルダーを巻き込む形での意思決定というのが大事かなと。

もちろんそれは全て透明性を持たせて、誰がどうして決めたのか後から分からないというのはないようにということと、それからフランスの取組で面白い、更新制度というのはあっていいと思うんですね。一旦指定したらもう永久に取り消せませんはちょっとまずいので、向こう10年取りあえず指定してみて、どうかなと見てみるというのであれば指定もしやすいということだと思います。もちろん建物というのは、あくまでもやっぱり箱物であり、中身は、使い方は多様であってよくて、百年記念館はちょっと気の毒なところもありますけども、使い方が変わっていくというのは時の流れとしてはしょうがないのかなという気はしていますので、そういうふだん使いがちゃんとできているかどうかということ、やっぱり重要かなと思います。あまり後生大事に博物館ばかり造ってもしょうがないでしょうということですね。

2つ目ですけど、これもやっぱり多様なステークホルダーというところで、他の制度との関係。先ほど既存不適格の話が出ましたけれども、確かに都市計画法において建蔽率や容積率を満たしていないケースがあります。もちろん建築基準法でいくと耐震性を欠くということもあるかもしれませんが、そういうほかの制度との関係はどうなのかということ。それから、もうちょっと言うと、地方は今いろんな、地方創生も含めて、あるいは地域、中心市街地の活性化であるとか、我々コンパクトシティなんて呼んでいますけれども、そういう地域の再編を進めているということもありますので、その辺りとの整合性をどう取るのか。もちろん観光というのもありますので、それは地方創生とか観光庁の話、インバウンドの話になりますけれども、観光事業とどう結びつけていくのかとか、この辺りの議論は、やっぱりこれもまた多様なステークホルダーがいるので、巻き込んで考えないといけなくて、なかなかこれ、文化庁さん的には大変かもしれませんが、国交省であるとか観光庁であるとか、こういったところとどういうふうか。あと教育の話であれば文科省さんなので、そういうところとどういうふうか連携できるかということがポイントだと思います。

あと、この中にありましたが、ストックがこれから重要であるという、これは国交省さんも考えているところで、今、住宅局なんかでも既存住宅——もう中古住宅と言わないんです、既存住宅と言うらしいです。既存住宅の流通市場の活性化という話が出ておりますし、今、住宅って25年たつと価値ゼロになりますけれども、そういったものを見直しましょうとい

う機運も高まっているので、その辺りの動向との整合性をどうやって保っていくかということも考えたほうがいいと思うと。

あと相続税の話がありましたけれども、相続税は、だからといって軽減は、すみません、私、税制が専門なので、しかも税調の仕事をしているので、そんなに簡単におまけはできないという現実を存じ上げているんですけれども、ただ、亡くなるまで住宅を保有するべきか否かという論点があります。先ほどなぜ既存住宅の話をしたかということ、いざというとき売却しやすいマーケットをつくっておくということがすごく大事なんですね。なので一つは、相続税が重いということはあるかもしれませんが、他方で言うと、相続前の段階でのある種譲渡というのを可能にする、そういう仕組みづくりというのは一方であっていいかなと思います。

あと、事業承継税制というのがあるんです。中小企業の資産に対する。あれも本当は相続税がかかるんですよ、個人事業主とか。でも、あれは事業を続けている限りにおいては相続税を猶予するという制度がありますので、もし、例えば相続税を何とかしてほしいというのであれば、例えばそういう建物の公共性、あるいは地域に対する貢献、こういったものが継続していることを条件に猶予するという仕組みを考えるのは一つの手かもしれない。ただ、減免じゃないです、猶予という形を取る。役割を終えたらもちろん払ってねという議論になってくるかなと思います。

あと最後の3点目なんですけども、これは出口なんですけど、今回はこういう形で新しいコンセプトをまとめるというのは結構なんですけど、今霞が関で一番、これから向かっていくのは基本方針です。6月の骨太がありますので、その中に多分入れていかないと、総理いろいろ言っているのは結構なんですけれども、恐らく本気で取り組もうと思うのであれば、その骨太の中に、例えば建築文化であるとかストックの活用とか、こういったものをどうやって取り込んでいくかということは戦略的に考えられたほうがいいと思います、あまり総花的になられては本当は困るんですね、骨太は。だけどそれぞれの官庁の立場からすれば、やっぱりそれを入れないと次の予算措置にならないし、政府の取組としてもなかなか定まってこないということになると思いますし、あとさらに法制化も含めて、やはり法律として、ちゃんと国の中である種、基準を明確にしていくというか。

法制度もちゃんと整備しておいたほうがいいなと思うのは、これ、最後やるのは多分自治体だと思うんですよ、こういうのを運用するのは。自治体がどうやって運用するかと、条例をつくるはずなんです。その条例が1,700ばらばらだと大変なことになるので、あらかじめ国

として、こういう建築文化を保全することについてどういう手続を取るのか、どういう基準なのかということについて、大まかでも構わないので、ある程度ルールづくりしておかないと、後々現場が混乱するというか、そういうことになりかねないので、こういった取組はあっていいかなと思いました。

取りあえず以上です。

【後藤座長】 ありがとうございます。

それでは続きまして、鈴木委員、お願いいたします。

【鈴木委員】 近代建築の継承と保存と、それから充実した活用を目指すものとして2つ、今回意見を述べさせていただきたいと思っています。今回こうやって皆様のお話を聞いて、鈴木委員と呼ばれるこういう機会が本当にありがたく、私の意見が本当に拙いと思いますが、でもまたもっともっと勉強していきたいと思っていますので、よろしくをお願いいたします。

前回伺ったときに、歴史的なことや構造的なこと以外で建築の価値を分ける、決めるといのがとても難しいことなんだなということを感じました。やっぱりこれから先に建築文化として残していくには、教育というものが、皆さんおっしゃるように本当に必要不可欠なことだと思いました。ただ、教科書で学ぶ知識だけではなくて、幼少期から身近に生活する生活圏の中に、いい建築、それぞれいろんな方が、いい建築というものには嗜好があって、一つには決められないでしょうけど、それぞれに風土や地域に合ったいい建築があるような中で生活ができたり、目に触れられたり、あとは体感できるということが、長い目で見たらやっぱり一番の教育につながるなと考えています。

重要文化財だけではなくて、今回私は住宅街の中に小さな近代建築を継承させていただきましたけれど、それが住宅街の中で迷惑をかけるような存在になってはならないというのが今一番思っていることです。私が俳優業をしていることもあって、今まで建築に興味がある方が見にいっちゃるということよりも、ちょっと違う熱を帯びた見方があるというふうに言われまして、それが御近所の方の暮らしにくさにつながってはいけないと思うものですから、大切に守って、認定していくことは大事なんだけれども、周りの方との調和がきちっと取れるような形に何とかならないものだろうかと考えています。

助成金や補助金ということではなくて、住宅街ではあるけれども、時間帯によっては集客があっても構わないですとか、ちょっと人流が変わるけれども、こういった時期であればとか、年にゴールデンウィークだとか夏季のお休み中だとか、そういったものに限っては少し

人の流れが増えるけど、見学に関してのことだから認めますというような認定ですね、そういうことがいただけるようになると、住宅街での近代住宅を継承しやすくなるのではないかなと感じています。

それからもう一つは、建築文化の文化、カルチャーという面では、私は芸能関係の仕事をして、俳優業をしている者として最近感じることもなんですけれど、近年、昭和の経済成長期の撮影をするような場合、実は日本で活用できる場所があまりないんですよ。それこそ江戸時代ですとか、もっと前ですといろんなものができていて、その撮影所に行けばいいんですけれど、例えばすてきなビルディングだとか銀行だとか、そういうものを撮影しようとすると、実際私も何年か前に上海の撮影所をお借りして、上海で撮影をしたことがあります。でもそれは日本を舞台にした昭和の経済期の話で、そのときに何だかちょっと寂しいなと思ったんです。やはりどうしても広く景観となると、都内ではなかなか難しく、しかも農村地域の撮影でしたらまだできるんですけれども、日本国内でなかなか今一番、1950年代ぐらいのものが本当に撮影できなくて残念だなと思っています。

それで、その建物が歴史や時代的なものに多少ずれがあっても、とにかく何とか撮影しようという形で、撮影方法に工夫をしたり、撮影の角度を工夫したりCGに頼ったりすることも多いです。ですから、建築文化として制度が整って行って、取り壊されていくすばらしいビルだとか、歴史のムードをまだ残しているエリアなどが変わっていかないようになっていくように望みますし、それがもしくなると、きちんとした制度として取り入れていただいたら、ぜひともドラマや映画の撮影に協力しやすいようなルール、制度をそちらでまた取ってくださったら、私たちは本当にありがたいと思いますし、また、そういう面で正しい歴史背景や建築みたいなものが映画やドラマで伝えていけることになるというのは、それも長い目で見たら、これからの教育にもつながっていくのではないかと思います。

以上です。

【後藤座長】 ありがとうございます。

では続きまして、西尾委員、お願いいたします。

【西尾委員】 私も鈴木委員と同じように、建築の専門誌でもなく、あくまで素人なので、こういう会議に参加するというのが初めてで、ちょっと緊張しておりますが、素人なりの意見と、あと我々は主にソフトパワーという観点から建築を扱ってきたところがあるので、そういうところで意見を述べさせていただきます。

まず、前回の議事録も拝見させていただきまして、その中でビルバオ・グッゲンハイムの

ビルバオ効果という、建築でまちおこしみたいなことへの言及があったと思うんですけども、Casa BRUTUS という媒体も、そのビルバオ効果を背景に創刊してきた経緯があります。要は、こちらのペーパーにもありますけれども、建築家の強い思想的主張を反映した独自性の高いデザインを、都市とかラグジュアリーブランドとかが取り込んでいった時代というのが 1990 年代から 2000 年代初頭にありまして、その頃に創刊していったという経緯があります。

そう考えると、確かに京都のような古い町並みは当然保存していくべきだと思うんですけども、一方で、おそらく外国の人にとっては、東京のような大都市は、古いものと新しいものがゴチャゴチャに混在しているのが魅力的であって、それはヨーロッパにはあまりない町並みというか逆に東京のような都市がヨーロッパのような町並みを今からまねしようとしても、そこには到達できないですし、古いものと建築家の強い思想が反映されたデザイン性の高い建物が共存しているのが今の日本っぽい町並みなのかなと思います。

1980 年代に「ブレードランナー」で、謎の日本みたいなイメージが描かれていたと思うんですけども、まさにあれが欧米の人が思う日本の都市の町並みなような気がしていて、それを今から全て京都とか奈良みたいな古都に戻すというのは無理があるのかなと思うので、やっぱり新しいものと古いものが共存する都市と、京都や奈良のように古い町並みを保存していく古都、みたいに考え方を分けていったほうがいいのではないかなと思っています。

あとは、Casa BRUTUS は強い思想的主張を持った建築家をスター建築家と言って、要はちょっとアイドルのように扱ってエンターテインメントにしてきたという経緯がありまして。もちろん隈さんにも何度も登場いただいて、建築も取材させていただいているんですけども、最近の例で言うと、隈さんがデザイン監修を手がけた京都の新風館のように古いストックをいかにリノベーションするかみたいな事例が大変増えてきているように思います。例えば弘前にれんが倉庫美術館という、築 100 年のれんが倉庫を若い建築家の田根剛さんという方がリノベーションして美術館に転用して、今では割とまち町おこし的に活用されている建築があります。そこで田根さんにいろいろ聞いた話で一つ大変だったなと思うのは、あのれんが倉庫もともとシードルを製造していた工場なので、レンガの建物はなるべく元に戻すような改修工事を非常に丁寧に行いつつも、屋根にはシードル・ゴールドという要は金色の意匠を施して、れんが倉庫美術館のシンボルとしてよみがえらせようというコンセプトだったんです。それでコンペを勝ち抜いたんですが、聞いた話によると、ゴールドの色を使うということが、弘前市の景観条例で前例がないということで、通すのに非常に苦労

したというふうにおっしゃってしまして。シードル・ゴールドで市のコンペを勝ち抜いたのに、市の景観条例でそれはできないというのはどういうことかと。結局、何度も協議を重ねて、反射のシミュレーションや色彩の検査を何度も行い、やっとのことで許可が下りたそうです。

だから、建築や町並みの保存に関して法で縛り過ぎて、その結果、建築家の強い思想とかデザイン性を制限するようなことになってしまったら、それは逆効果になるのではないかなと思っております。築100年のれんが倉庫のように、経年した建物じゃないと出せない魅力というのはやっぱりありますし、皆さん若い人も含めて、京都の町家とか古民家に魅力を感じるというのは、多分感覚的には経年した建物の魅力というのが分かっていると思うんですけども、それを再活用して新しいものにするには、僕は保存だけだと駄目だと思っています。ストックをうまく生かしつつも、そこに建築家の思想が入って新しいものにデザインし直して実際に活用されないと、生きた保存にはならないと思うんです。つまり、リノベーションの際にデザインを制限しすぎる形での法整備というのは要注意じゃないのかなというふうに思っております。

拙い意見となりますが、以上となります。

【後藤座長】 ありがとうございます。

隈委員がもう時間がないということなので、もし追加で何か、皆さんの意見聞いて、お帰りになる前に一言。

【隈委員】 佐藤先生が相続税の話をしたから、相続税の話。相続税をそこで減免というのは多分難しいと思うけど、事業承継は僕も自分で今、事業承継のやつをやって、あれ、なかなかすごい制度ですよ。でも僕、マーケットを整備しても、亡くなる間際になって売人はなかなかいないと思うな。亡くなる間際まで住みたいというのは、日本人にとってすごく普通の感情で、でもって、事業承継的なことができるとか、何かそういう形で、うまい形で家の建物も制度が適用できる可能性がないと、やっぱり皆さんの意見で、建て替わっちゃってやると嫌だなというのが一番今回強い話なので、建て替わらないためのやり方は、単なるマーケットだけでは解決しないかなという気がする。実際今、中古住宅のマーケットはかなり、それを商売にしている、専門で商売している友達なんかもあるし、随分出てきて、頑張りは始めているんだけど、やっぱりそれだけではないかなという感じがするんですね。だからそれは先生、ぜひ知恵を絞っていただきたいなというふうに思って、それだけです。すみません。

【後藤座長】 ありがとうございます。

では続きまして、堀川委員、お願いできればと思います。堀川委員からは「建物のさらなる継続利用、発展のために」と題するペーパーを御用意いただいておりますので、併せて御覧いただければと思います。よろしく願いいたします。

【堀川委員】 大成建設の堀川と申します。よろしく願いします。

今日は12枚ほどのペーパーとスライドを持ってきましたので、こちらで簡単にお話しさせていただきたいと思います。まさしく今、鈴木委員とか西尾委員がおっしゃったようなところと非常に私の趣旨が近いなというのは感じておりました。

まず最初に、今回、保存といっても、これからの建物の在り方としては継続利用、さらにはどうやって使っていくかという論点がやはり重要ではないかと常々現業の中でも感じておりました。例えば、活用され続けられれば壊されなかったのにだとか、放置されて存続が危うくなることもなかったのではないかという事案に遭遇していることもございます。

ここで、近代化における建築保存とは何だったかという観点ですが、内容は一義的ではないんですけども、近代化の流れにおいて高度経済成長、人口増加などの要因もあり、建物は、リユースするよりも建て替え、新築を推奨する意味で再開発などにかじを切るケースが多かったといえると思います。また、それに相反する形での文化財保存活動というのが、日本のみならず、世界的にみても近代における文化の潮流だったのかなと思います。その中で再利用や転用という選択肢の順位づけが低かったというふうに私は考えています。

そのような流れをくんで、従来は保存か活用かとか、保存か取壊しかという両極端のような思想が強くなりました。現在、私どもで仕事している中でも、改修と言っても一つの建物の中で、きちんと保存する室と、内装等をリノベーションして使う部屋などに使い分けるような改修方法というものが非常に増えてきているという実感があります。

次に、建築物のストックとしては、一般的に文化財の価値に応じて、実数でいくとピラミッドに近いような形で、国宝から登録文化財、それ以外へとカテゴライズされているわけです。文化財事業の方々が主に関与しているのは、今まで伝統建築と呼ばれる上部にあたる建築群でした。

そういった保存すべき建築を厳選し、主要な対象としてきたと思いますが、保存の定義にも、完全に竣工当時に戻すものから、複合的な時代に戻すもの、修復だけをするものと、幾つか手法があると思います。

調査結果で発見した価値をどのように位置づけるかというところで、その価値観にどう

コミットしているかというところも重要なところかなと思います。

一方で、ストックをどうやってこれから使っていくかという観点では、活用のための方法というのが、いくつか手法が取られています。手法としてはリノベーション（再利用）、最近増えてきているコンバージョン（転用）、さらに用途変更から全く違う建物に生まれ変わらせるトランスフォーメーションといった建築の存続のさせ方が徐々に増えてきています。簡単に言うと、創造的な価値をどうやってつくっていきけるかというところで、西尾委員がおっしゃったようなところにつながるかと思っております。

建物を存続させるとなると、やはり保存建築との大きな違いは、建物に対して記憶的な愛着とか、せっかく先代が造ってくれた建物をどうやってつないでいくかといったことが主になり、お客様と建築をどう築いていきけるかというところが主な命題になっていきます。既存の価値を利用しながらも新しい価値を生むクリエイティブな行為ということが、ストックを活用していく場合に重きが置かれるというふうに感じます。

私どものような民間の設計者ないしは建設会社というのは、広く全般を対象としておりますので、名もなき建築群などにも対応しているというところですが、やはり今回の会議において非常に重要になってくるところは、伝統的な建築群と名もなき建築との間に位置する、重なっているような中間領域の部分（近現代建築等）で、非常に保存すべき価値もあるし、だけれども、やはりもっと楽しい施設にしていくとか、そういう新しい考え方をどうやって導入していきけるか、そのための制度を緩くしていきけるかというところは、今後の街を魅力的にしていくという観点からも、非常に重要なのかなと思っております。

民間で行う保存建築への取組と文化財事業の取組の一つ大きな違いとしては、やはり私どものところに来る仕事というのは、経済合理性というか、時間がないけれども何とかとか、使い続けたい、使い続けながら、でも壊したくないというような、そういう複合的なニーズも多いというふうに感じております。どちらかというところ保存よりも活用というところに重きが置かれている仕事にたくさん携わらせていただいております。

最後になりますけれども、歴史的建築の再利用の可能性として、フランスにおける過去の事例を引っ張ってきております。1970年代、世界遺産の立ち上げなどとも時期が重なりますが、様々な保存建築に対する議論がなされていたようです。その中でもフランスの AURA の「建築遺産の再利用」の要点をご説明すると、ここで議論されている趣旨に私は共感できる点として、「建物の設計、装飾を変更する可能性を積極的に行う。」ということ、もう1970年代において言っているんですね。要は、何もかも残すという観点だけではなくて、古

いものを守りながら新しくデザインすることが保存建築に対する接し方なんだという概念です。

さらに、「建築家等によって創造性をつくり、文化財理念による歴史の両輪をしっかりと守りながら造る。」という主旨で、この創造性というところが私はキーポイントかと思いました。古いものの記憶を残しながら新しい価値をつくるというところが、これからの日本の建築においても積極的に参照していくべき一番の重要なポイントかと思っております。

最後にまとめとして、「行政と民間の合同による保存の在り方の検討会の立ち上げ」や、「利用促進のための検討、用途変更などの法整備」も合わせて非常に重要かと思えます。それから、建築家だけではなくて、日本においては様々な職域の方がいらっしやって、そういった方々との創造的なアイデア出し、改修計画初期にそういう外からの目線での改修アイデアを多く介入させていくことで、「保存価値と利用価値を両立」させるということが重要かと思っております。そして、前回御説明させていただいたとおり、「歴史的建築物になり得る建築の築 15 年から 25 年での早期認定」ということも、まだ稼働している時期にどうこれから使っていくか、どうこれから転用していくかという議論を早めて手遅れにしないというところと合わせて、この3つが今日、私が非常に重要だと思うご提案になります。

以上になります。

【後藤座長】 ありがとうございます。

続きまして、三浦委員、お願いできればと思います。

【三浦委員】 1つ目のコンセプト案についてですけれども、建築文化の定義はしないということですが、一つの統一的な定義はなくてもいいとしても、何か3つか4つ、こういうものを建築文化として考えていきたいという緩い定義はやっぱりあったほうが、国民全般に広めていくためにはいいなと思っております。そのときに、100年前の風致地区のことをちょっと今たまたま調べていて、あれのやり方が近いのではないかという気がしたんです。今、風致地区を訪ね歩いて、先日も近くの洗足池の周りを歩いていたんですけども、とにかく風致地区というと、景観を守るとか緑を守るというふうに聞こえますが、実は結構まちおこしみたいところがありまして、実はそんなに木は茂っていなかったから、後から大分植えているんですね。田んぼを埋めて公園にして、公園つくったからポートも浮かべようみたいに、地元の地主さんなどが風致協会をつくって、ちゃんと営利活動もして、その収益でまた木を植えるとかいうふうになっていたと。

もちろん風致地区はこういうものだと規定はありますが、役所がここを風致地区に指定

するぞという、そんなことではなくて、何かそういうのが始まったけど、うちの地区も応募しようかみたいな感じで、風致地区って何だよ、よく分からないなと言いながらもやったようで、特にこの洗足池風致地区は、ボートだの娯楽だのが非常に盛んだったようで、恋人たちがボートに乗ってみたいな、ちゃんと記事があります。資料にありまして、私、実は40年前に洗足池のほとりに住んでいたんですが、夏にはお化け屋敷が出ていました。大変怖かった記憶があるんですけど、それぐらい実はすごく、維持保全というと本当に法隆寺の仏像みたいになっちゃうんだけど、そうじゃなくて現代的に活用していったと。地域の経済効果もあったから、地主さんもいろいろやって、木も植えて、結果として100年前からあんな森があったように見えるけど、そうじゃなくて、発展させてきたわけですね。

その後、風致地区に指定した地域でも、さすがに時代が変わって、例えば戦後になって、ここはやっぱりもうちょっと開発させてほしいなというときは、風致地区から外す、外れることもできたということで、先ほど佐藤先生がおっしゃったような更新の可能性とか、ふだん使いとか、あと西尾さんのおっしゃった縛り過ぎないほうがいいとかいうことと関わるんですが、緩く縛りつつも、かなり融通を利かせてやるということが、国民的に盛り上げていくには大事なかなと。そうしないと、何か有名な建築家の建物を守るらしいよというだけで終わっちゃうので、やっぱり国民的に動くにはちょっともうかるみたいなのところも少しは必要なので、その辺はバランスよくやっていただくといいのかなと思いました。

それから、取組についてですけども、何となく、建築文化そのものを伝えるということに加えて、さっき観光とかいろんなこととどう絡めるかというお話もあったように、周辺の事例とかとうまく絡めて、例えばこういうことが今最新の事例であるけれども、そういう動きと建築文化の活動は絡んでくるよねみたいな見せ方。具体的には、下北沢の小田急線地下化に伴って地上部分を下北線路街というものに変えて、中でもBONUS TRACKという東工大出身者の建築家がつくったまちは、木造2階建て商店街なわけです。つまり、下北らしい古い木造の商店やアパートをお店に変えたりして、楽しい個性的なまち下北沢をつくってきた歴史を踏まえて、単にチェーン店を入れるようなビルを建てるのではなくて、やっぱり下北らしい個性的なとんがった人が自分の個性を発揮する店をつくるまちとしての下北沢の遺伝子を新しい開発でもつくったということがすごく大事で、これは新築なんだけれども、今回の議論をしている建築文化論と非常に近い。下北というまちの歴史的な遺伝子をちゃんと伝えていく、そういう動きとも連動するような、何というんですか、仲間を増やすというか、そうやって国民への関心を広げていくということも一つの手かなと思います。

あとは、さっきどなたかの話を聞いていて思ったのは、やっぱり建築のよさとか町並みにとっての重要性みたいなことを伝える人が少ない。さっきの隈さんのお話のような、すごい建築の歴史を分かって指示する人をつくるのは大変だと思いますが、要するに Casa BRUTUS を読んでいる読者の中にも、そういうことを少しは伝えられる若い人もたくさんいると思うんだけど、そういう建築文化ファシリテーターというか、そういう人を、認定という重苦しいですが、まず育てて全国に派遣するというか、何かそんな仕組みもないかなというふうに思いました。

大体以上です。

【後藤座長】 ありがとうございます。

それでは、山崎委員、お願いいたします。

【山崎委員】 私も、何かしら建築文化の定義を言葉にしなればいけないと、大変なことだとは思いますが、重要だと思っています。今回は文化芸術振興基本計画ということですので、他の文化芸術とちょっと離れがちな建築をそこあまり離れないような言葉、共通に使える言葉を考えたほうが良いのかなと思っています。そういう意味では、保存や活用よりも、継承といった言葉、ほかの日本文化も創造だけではなく継承という面もあると思いますし、日本の文化全体にそういう新しい部分と、歴史的な、過去のものを継承していくというようなことをバランスよく求めていく中で、建築は他の分野よりも実践的な姿勢をより身近に、また広がりをもって示せるのではないかという気がしています。

それから、具体的な施策・方法として建築文化をどうやって学ぶかということですが、歴史的な知識も必要ではありますが、近現代建築においてはやはり空間を利用するアイデアとか、それを考えていく機会を提供する必要があると感じています。というのは、空間というのは文化芸術に関わる人はともかく、普通の人には分からないかもしれない概念で、専門外の人には簡単にはイメージできないかもしれません。空間というのは20世紀に入って導入されたドイツ美学の概念ですし、それを建築として具体化したのは昭和の戦後建築からです。空間としか言いようがないものを戦後の建築家たちはつくり、我々はそれを空間という言葉で教育されてきたわけですが、それはかなり専門的な領域であって、だれにでも分かるという前提に立ってはいけないと思うわけです。

建築をリノベーションする際に、時々100%使わなきゃいけないという強迫観念がアイデアを生み出す邪魔をすることがあります。ですが、近代建築には、空間や余白が必要で、それがあって様々な変化を許容できます。そうした理解をどう広め、そこをどう利用す

るか。そうした想像力を働かせる土俵をつくらないと、たぶん経済性に押されてしまうのかなという気がしています。これは他の芸術分野の方にも共感していただける部分だと思うので、良い実践を通じてそうした近代建築の特質を学んでいくことが必要だと感じています。そしてその先に、空き家になっている近現代の名建築をどう利用するかというアイデア募集につながって行って欲しいと思っています。ちょっと雑駁な乾燥ですけども、そんな印象です。ありがとうございます。

【後藤座長】 ありがとうございます。皆さんの意見を聞いていたら、私にいただいた時間がもう終わってしまったところなんですけど、それでは皆さん不満が残るでしょうから、私もしゃべらなければいけないので、私の時間も残していただきつつ、皆さんの意見を聞いて、一言追加で少し意見を述べたいという方がおられましたらお願いいたします。よろしいですか。大丈夫ですか。

では、皆さんの意見をまとめつつ、私の意見ということも含めてお話をさせていただきます。

1つは、実は私、歴史的な建物を保存したり再生したりすることが専門なんですけど、日本であんまり認識されていないんですけど、世界では、決して時間を止めることが保存ではなくて、各時代の手の重なりをととても重視しています。したがって、新しい手を加えることを全く否定しているどころか、新しい手は当然加わるものだという考え方に立っています。ただし、その手の入れ方がいろんなやり方があるって、これは国だったり地域だったりによっていろいろ違います。

そういう手の加わり方に大事なのが、いろんな先生から出ていた、特に佐々木先生なんかから出てきていた地域性というか、やっぱり地域のマスタープランみたいなものというのがそこに利いてきていて、例えばイギリスのロンドンエリアは、非常に新しい芸術家の手を入れることを積極的に受け入れるマスタープランというか、ルールづくりにしておりますし、一方で田舎町に関しては、そういったものよりは、ずっと地域の職人さんの手を入れたりすることを重視するマスタープランになっておりますので、新しい手を入れることを積極的に評価することは全国共通、当然今後そういうルールを浸透させることが大事ではあるんですけども、やはり地域のそういうルールづくりというのが、これは佐藤委員からもありましたし、三浦委員からも風致地区の話であったように、やはり地域の考え方というのと新しい手の入り方というのは相当関連性が高いものではないかなというふうに思っています。そこがまず1つです。

それから次に、そういう地域の考え方というのを大事にすることで、まちの遺伝子という話が三浦委員からありましたが、もう一つは、鈴木委員からあった住宅街の地域環境みたいなものというのも地域ルールがとても大事で、また、あと国の政策と結びつけるところで言うと、最近では観光を、大勢で押しかけるような観光ではなくて、地域の住文化そのものを加えていただくみたいな、サステナブルツーリズムとか、新しい観光の視点がたくさん出てきていますので、そういった点で、地域のルールづくりもそうですが、観光という点で、何人かの方が観光と協調することも考えなければいけないということがあったんですが、それもやはり地域のルールと一緒に、国交省、観光庁なんかと考えていくことが建築文化にとって大変重要ではないかなというふうに認識するところです。

当然、佐藤委員からもあった文化庁以外の、観光庁をはじめ、こういった建築文化を考えると、国交省は当然ですが、農水省は農業施設で関わっておりますし、様々な省庁が様々なルールで建築文化と関わっております。そういう点では、文化芸術基本法に住を含む建築を入れるべきだという山崎委員からの提案がありましたが、それはもちろんですけども、ほかの伝統芸能や音楽、芸術といったものと建築の最大の違いは、そういった他省庁のものと非常に関わりが深いという点だと思いますので、私としては、やはりせっかくここまで建築文化の議論を深めたなら、建築文化振興法ぐらい一つ文化庁で考えるぐらいの大風呂敷を広げてもいいのではないかと、それぐらいの提案があってもいいのではないかなと。

何でそんなことを言うかという、私、登録有形文化財、実は堀川委員が補助があるかと書いていましたが、登録文化財は補助はほとんどないです、文化財としての。ほとんどその他の省庁の補助の制度を使っていて、民間の建設会社がやっているものは基本的にその他事業なんですね。その他事業で、実は新築も登録文化財を活用してもほとんど変わらないんです。これをやはり建築文化振興法みたいなところで、ほかのものよりも若干上乘せがあるだけで全然変わってくる。これは歴史まちづくり法というのがそういう仕組みになっていて、歴史的風致維持向上計画というのをつくると、歴史的風致形成建築物に指定したものに關しては交付金みたいなのが、ほかの事業でやるよりも5%とか10%上がると。だから、やはりそういう建築文化振興法みたいなものをつくって、文化庁がある程度特定したもので再利用するものであったり、例えば地域が建築文化振興の計画をつくったりしたものに関しては、交付金とか、いろんな省庁の補助が微妙にちゃんと、消費税程度上乘せがあるみたいな、そういうことがとてもインセンティブになるんじゃないかと。

これは実はイギリスで、文化財の住宅を使うと value added tax という付加価値税がか

からないんです。文化財の住宅に住むためには、住み続ける、それがすごいインセンティブに実はなっているんですね。そういうちょっとしたことでも実はインセンティブになりますし、先ほどの相続税の問題とか税制優遇とかというのは、やはりそういったもので考えるべきで、相続税だけではなくて、実は固定資産税の問題というのも非常に大きくて、むしろ取り壊される理由は固定資産税のほうが大きいんじゃないかなと私は思いますけれども、それも先ほど言った地域ルールの中で、地域がマスタープランの中でどこに課税するのかという議論と一緒に議論しないとイケませんから、そういった様々な問題を含んでいることを考えると、大きなルールを考えて、一つの文化庁の小さな制度だけではなくて、文化庁がほかの省庁に働きかけるといふか、そういうような仕組みが私はいいいのではないかといいうふうに思いますので、まとめではないですが、これが私の自分の意見ということでお聞きいただければと思います。

皆さんのほうからもし何かあればお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、本日は、報告書の取りまとめの方向性などについて、建築文化の捉え方や、建築における建築維持・取壊しの環境、構造的循環であるとか建築文化における課題と可能性などを整理しながら、共通理解に向けた意見を皆さんからお聞きしました。次回の3回目には、本検討会議における最終回となりますが、今回と前回にわたって交わされた議論とお寄せいただいた意見等を素案として事務局で構成いただいて、建築物と周辺環境を含む風景が持つ価値を再認識されているか、また、その活用促進に向けた方向性が示されているかなど、取りまとめに向けた議論を行えればと考えているところであります。まとめにはなりません、以上で本日の進行を事務局にお戻しいたします。

【寺本課長】 どうもありがとうございました。様々大変に重い御提案などもいただいて、しっかりと検討を進めたいと思います。

それで、次回最終回ということでもありますけれども、第3回目は5月25日木曜日を予定しております。また、場所の件についても御提案などありましたら、ぜひいただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

では、以上をもちまして本日の検討会議終了ということで、よろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

それから、この後、山崎委員にお願いさせていただきまして、こちらの施設、それから東工大博物館の解説をしていただきながら見て回るというようなことを実施いたします。所要時間30分ほどということでもありますけれども、もしお時間に余裕のある方、ぜひ御参加

いただければと思います。

以上になります。どうもありがとうございました。

— 了 —